

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（観光課）

### 一 趣旨

旅行業法等の一部改正に伴い、旅行サービス手配業登録申請手数料の額を定め、証紙による収入の方法により徴収することとし、及び規定の整備をするための改正

### 二 内容

#### (一) 埼玉県手数料条例の一部改正

##### ア 手数料の新設

旅行サービス手配業登録申請手数料 一万五千元

##### イ 規定の整備

#### (二) 埼玉県証紙条例の一部改正

証紙による収入の方法により徴収することとする手数料の追加及び規定の整備

備

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イ及び二(二)の一部は平成三十年一月四日